

千曲市告示第80号

千曲市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月29日

千曲市長 小川 修一

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)  $\square$  所定単位 $\times$ 266/1,000

(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位 $\times$ 207/1,000

(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位 $\times$ 170/1,000

注1 トについて、所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計とする。なお、算定に当たっては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により市長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合に当該加算を算定する。ただし、いずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定しない。

注2 ホの算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

注3 ヘの算定要件等については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第2条第1項に規定する担当職員をいう。)、介護支援専門員(同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。)又は第一号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号二に規定する第一号介護予防支援事業をいう。)に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の1/100に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の1/100に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注6 イからハまでについて、事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者にサービスを行った場合は、所定単位数の90/100に相当する単位数を算

サービス事業を行った場合は、所定単位数の93/100に相当する単位数を算定し、指定共生型介護予防訪問型サービス事業を行う重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所において指定共生型介護予防訪問型サービス事業を行った場合は、所定単位数の93/100に相当する単位数を算定する。

別表第2中

「

- イ 訪問型サービス費Ⅰ 1,055単位  
(事業対象者、要支援1及び要支援2 1月につき・週1回程度の訪問)
- ロ 訪問型サービス費Ⅱ 2,110単位  
(事業対象者、要支援1及び要支援2 1月につき・週2回程度の訪問)
- ハ 訪問型サービス費Ⅲ 3,165単位  
(事業対象者又は要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問)

」を

「

- イ 訪問型サービス費Ⅰ 1,083単位  
(事業対象者、要支援1及び要支援2 1月につき・週1回程度の訪問)
- ロ 訪問型サービス費Ⅱ 2,166単位  
(事業対象者、要支援1及び要支援2 1月につき・週2回程度の訪問)
- ハ 訪問型サービス費Ⅲ 3,249単位  
(事業対象者又は要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問)

」に

改める。

別表第3を次のように改める。

「

指定介護予防通所型サービス事業に要する費用は、以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定に当たっては、以下に掲げるほかは、施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)及び施行規則140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について(令和3年3月19日付老認発0319第3号厚生労働

ル 生活機能向上連携加算

- (1) 生活機能向上連携加算 (I) 100単位 (1月につき、3月に1回を限度)
- (2) 生活機能向上連携加算 (II) 200単位 (1月につき)

ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算

- (1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20単位 (1回につき)
- (2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (II) 5単位 (1回につき)

※ 6月に1回を限度とする。

ワ 科学的介護推進体制加算 40単位 (1月につき)

カ 介護職員等処遇改善加算 (利用定員が19人以上である場合に限り)

- (1) 介護職員等処遇改善加算 (I) イ 所定単位×111/1,000
- (2) 介護職員等処遇改善加算 (I) ロ 所定単位×120/1,000
- (3) 介護職員等処遇改善加算 (II) イ 所定単位×109/1,000
- (4) 介護職員等処遇改善加算 (II) ロ 所定単位×118/1,000
- (5) 介護職員等処遇改善加算 (III) 所定単位×99/1,000
- (6) 介護職員等処遇改善加算 (IV) 所定単位×83/1,000

コ 介護職員等特定処遇改善加算 (利用定員が19人未満である場合に限り)

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) イ 所定単位×117/1,000
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) ロ 所定単位×127/1,000
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) イ 所定単位×115/1,000
- (4) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) ロ 所定単位×125/1,000
- (5) 介護職員等特定処遇改善加算 (III) 所定単位×105/1,000
- (6) 介護職員等特定処遇改善加算 (IV) 所定単位×89/1,000

注1 カについて、所定単位は、イからワまでにより算定した単位数の合計とする。なお、算定に当たっては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に届け出た事業所 (利用定員が19人以上である場合に限り。) が、利用者に対し、サービスを行った場合に当該加算を算定する。ただし、いずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定しない。

注2 コについて、所定単位は、イからワまでにより算定した単位数の合計とする。な

しない。

- (1) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他介護予防通所型サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目的を設定した介護予防通所型サービス事業計画を作成していること。
- (2) 介護予防通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。
- (3) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

注11 ホの算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における若年性認知症利用者受入加算の取扱いに準ずる。

注12 へについては、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、市長に届出を行った介護予防通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（トの注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

注18 フの算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における口腔・栄養スクリーニング加算の取扱いに準ずる。

注19 フの算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における科学的介護推進体制加算の取扱いに準ずる。

注20 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。また、高齢者虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未策定減算の支給限度基準額の算定にあたっては、減算する前の所定単位数を用いるものとする。

別表第4中

「

- イ 事業対象者、要支援1及び要支援2 1,530単位（1月につき・週1回程度のサービスを行った場合）
- ロ 事業対象者及び要支援2 2,909単位（1月につき・週2回程度のサービスを行った場合）

」を

「

- イ 事業対象者、要支援1及び要支援2 1,575単位（1月につき・週1回程度のサービスを行った場合）
- ロ 事業対象者及び要支援2 2,996単位（1月につき・週2回程度のサービスを行った場合）

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年6月1日から施行する。

（経過措置）